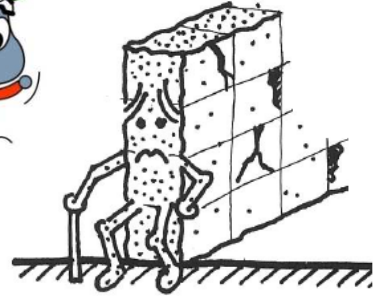


# ブロック塀等の撤去を

される方は

事前に申請すると

最大 **15万円** もらえます



|      |  |
|------|--|
| 目的   | 大地震発生によってブロック塀等が倒壊すると、ブロック塀等の近くにいた人が怪我をし、死に至る場合もあります。そこで西尾市ではこれら危険なブロック塀等の撤去工事を行う場合に、その撤去費用を補助します。 |
| 対象の塀 | コンクリートブロック、レンガ、大谷石などの組積造の塀で、道路からの高さが1m以上かつ組積造の高さが80cm以上のもの   |
| 対象箇所 | 道路や公園、学校などの人が通る公共施設に面している部分<br>(水路などの、人が通らない公共施設は対象になりません。)  |
| 通学路等 | 通学路、災害時の避難路、その他市長が定める路線（建築課で確認）  |

撤去工事費と基準額（1万円/m）のいずれか少ない額の

**2分の1** の額を限度に、1敷地につき **10万円** を補助します

**(通学路等**に面する場合は、**3分の2**の額を限度に **15万円)**

|      |   |   |
|------|---|---|
| 対象工事 | <p>補助対象となるブロック塀等の組積造部分の高さ80cm以上を撤去すること</p> <p>注) 1の敷地内で受けられる<br/>ブロック塀撤去費の補助は、1回限りです。</p> | <p><b>注意!</b></p> <p>交付<b>決定前</b>に<b>契約・工事着手</b>した場合、補助金は<b>受けられません</b></p> |
|------|---|---|

お問い合わせ先 ☎ 0563-65-2381 西尾市 都市整備部 建築課

# 手続きの流れ

## ★ 契約・工事着手前に申請をすること

| 申請者                    | 市 | 提出書類・確認事項            |  |
|------------------------|---|----------------------|--|
| 1 交付申請                 | → | 1.補助金交付申請書<br>(様式第1) | 申請者は工事の契約者と同一人物であること<br><b>1 補助金申請額</b> 「2.補助金算定書」で計算した金額<br><b>《避難路等の確認》</b> 建築課の担当者が記入します  |
|                        |   | 2.補助金算定書             | HP から取得可(任意様式)<br>4 配置図・6 工事見積書 で長さや金額ができること   |
|                        |   | 3.付近見取図              | 住宅地図、インターネットの地図など  |
|                        |   | 4.配置図                | 方角、敷地、道路(通学路等とその他の道の別)、公共施設、撤去する塀・撤去しない塀の別が確認できること<br>撤去する塀の道路・公共施設からの見付面の長さ   |
|                        |   | 5.撤去工事前の写真           | 撤去する塀の道路からの高さが1m以上あり、組積部分が80cm以上あることが確認できるもの<br>撤去する塀の長さが確認できるもの<br>・全体を巻尺で測る場合 → 全景及び測定点のアップ<br>・ブロックの個数で測る場合 → 全景及び個数が数えられる程度のアップ、ブロック1個の寸法を測定したもの |
|                        |   | 6.工事見積書の写し           | 何メートル又は何平方メートルの塀を撤去するか表示してあること<br>補助対象部分(通学路等とその他の道が混在する場合は、違いが分かること)とその他の部分を分けたもの、申請者宛、施工業者の記名、見積年月日、施工場所が必要  |
|                        |   | 7.納税証明書(完納)          | 住所地で発行されるもの、3ヶ月以内<br>西尾市は市役所2階の収納課で取得(200円/枚)  |
|                        | ← | 2 交付決定               | 補助金交付決定通知書が、申請者住所に郵送で届きます。   |
| 契約<br>工事着手             |   |                      | ★交付決定前に契約・工事着手した場合は、補助金は受けられません。   |
| 工事完了                   |   |                      | 申請と同じ年度の3月末までに、工事を完了する必要があります。   |
| 3 完了報告<br>4 補助金の<br>請求 | → | 1.完了実績報告書(様式第6)      | 完了から <b>30日以内</b> (又は3月末日のいずれか早い日まで)に提出  |
|                        |   | 2.工事請負契約書の写し         | 契約日は <b>交付決定日以降</b> であること<br>見積書、請求書又は領収書と金額が同じであること   |
|                        |   | 3.撤去工事完了後の写真         | 撤去前と同方向にて撮影 重機など写っていないこと   |
|                        |   | 4.請求書又は領収書の写し        | 工事請負契約業者の発行したもの、業者の記名  |
|                        |   | 5.補助金支払請求書(様式第7)     | 口座名義は、申請者と同一人物であること  |
|                        |   | 完了検査                 | 必要に応じて現地調査を行います。   |
|                        | ← | 5 補助金の<br>支払         | 指定された口座に、約1ヶ月後に振り込まれます   |



補助金で、かしこくお得に  
震サイ対策！！